## 貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和3年10月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20211005	株式会社 群馬ドリーム(法人 番号3070001014196)代表者: 石川 伸二	群馬県佐波郡玉村町箱石 358-1	本社	群馬県佐波郡玉村町大字 箱石358-14	輸送施設の使用停止(40 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年11月12日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行計録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	4	4
20211005	横嶋建材 株式会社(法人番号1060001009091)代表者:横嶋 憲男		本社	栃木県日光市土沢551-3 1	輸送施設の使用停止(95 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条の2	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年1月8日及び同年2月16日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転名に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	10	10
20211005	有限会社 岩瀬衛生社(法人番号2050002044055)代表者:平沢 勝美	茨城県桜川市犬田1035 -1	本社	茨城県桜川市犬田1292- 1	輸送施設の使用停止(70 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第9条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年2月17日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	7	7
20211005	株式会社 MRサービス(法人 番号9070001033042)代表者: 石原 良一		本社	群馬県太田市藪塚町2175 -212	輸送施設の使用停止(60 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年2月5日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	6	6
20211005	代々城運送 株式会社(法人 番号4050001021986)代表者: 代々城 正	茨城県鉾田市串挽317一 7	本社	茨城県鉾田市串挽317-7	輸送施設の使用停止(30 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和3年2月16日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条第1項)、(5)事故意起運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)事故意起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	3	3
20211005	Gライン 有限会社 (法人番 号4070002007545)代表者:森 下 さと子		本社	群馬県前橋市富士見町時 沢2851-1	輸送施設の使用停止(20 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年2月18日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2

## 貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和3年10月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20211005	株式会社 盛商(法人番号 8060001006124)代表者:碓氷 重光	栃木県さくら市金枝970 -3	本社	栃木県さくら市金枝970-4	輸送施設の使用停止(90 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年3月5日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	9	9
20211005	株式会社 エフ・ケー・ティーライン(法人番号 9010801016813)代表者:千葉 和博	神奈川県大和市上草柳1 96-8	相模	神奈川県大和市上草柳19 6-8	輸送施設の使用停止(30 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和2年12月16日及び令和3年4月12日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3
20211005	石原運送 有限会社(法人番号9070002020072)代表者:石原 博幸		本社	群馬県伊勢崎市香林町2- 1013-2	輸送施設の使用停止(50 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項	救護措置義務違反を伴う死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年2月9日、同年3月24日及び同年4月9日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	5	5
20211012	株式会社 アサクラ(法人番号 1030001080599)代表者:東海 林 茂		本店	埼玉県川口市西川口6-1 4-30	輸送施設の使用停止(20 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年3月24日及び同年3月26日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	2	2
20211012	株式会社 スワロー輸送(法 人番号5011701004333)代表 者:藤川 守	東京都江戸川区中葛西3 - 29-1	千葉	干葉県船橋市高瀬町41-3	輸送施設の使用停止(70 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和3年4月12日及び同年4月19日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第6項)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	7	7
20211012	株式会社 広大(法人番号 8050001008526)代表者:菅谷 弘幸	茨城県水戸市東前1-20 2	本社	茨城県水戸市東前1-202	輸送施設の使用停止(50 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年4月14日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(質的自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転看に対方指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)損害賠償の方名指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)損害賠償の対方。以下、1000年間、10	5	5

## 貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和3年10月分)

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20211019	松本産業輸送 株式会社(法 人番号2020001008063)代表 者:松本 厚	神奈川県横浜市戸塚区名 瀬町1980	本社	神奈川県横浜市戸塚区名 瀬町1802-3	輸送施設の使用停止(20 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年12月1日、監査を実施。5件の違反 が認められた。(1) 乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3 条第4項)、(2) 点呼の記録務務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、 (3) 運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、 (4) 整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、 (5) 事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	2	2
20211019	大栄物流サービス 有限会社 (法人番号8070002031871)代 表者:坂上 薫		本社	群馬県邑楽郡大泉町城之 内五丁目15番8号	輸送施設の使用停止 (240 日車)	安全規則第3条の2	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年4月8日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(8)無車検定で期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(8)無車検定行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(8)無車検定行貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	24	24
20211025	トランコムDS 株式会社(法人 番号6180001059161)代表者: 松葉 純也		海老名センター	神奈川県海老名市上今泉5 -27-45	事業停止(7日間)、輸送 施設の使用停止(10日 車)	安全規則第22条	無免許運転の下命があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年9年11日、 監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第22条)	1	1
20211025	株式会社 セブンピースロジス ティック(法人番号 5021001031738)代表者:林 誠	東京都品川区勝島1-3 -49加瀬ビル116 7F	埼玉	埼玉県さいたま市岩槻区上 野6丁目11-22	事業停止(60日間)、輸送 施設の使用停止(20日 車)、輸送の安全確保命 令	安全規則第7条	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和2年10月21日、同年11月5日及び同年12月 11日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第10条第1項)、(5)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(6)事業計画の変 更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	62	62
20211029	株式会社 永友(法人番号 9010601039205)代表者:福田 正己	東京都江戸川区南葛西6 丁目33-8	茨城	1	事業停止(茨城営業所33 日間、東京本社営業所3 日間、輸送施設の使用 停止274日車(茨城営業 所)、輸送の安全確保命 令	27条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年10月2日、同年12月16日、令和2年1月17日、同年2月7日、監査を実施。16件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の違守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2) 乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6) 乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6) 乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(7) 乗務等の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(8)運行記録計による記録の改ざん・不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の、(9)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の(10)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(10)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(13)運行管理者の講修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(13)運行管理者の講修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(13)運行管理者の講修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(13)運行管理者の講と環報表別違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(14)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(15)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(16)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	60	60

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)